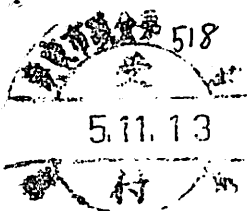


令和 5年 11月 13日



栗東市議会議員
上田 忠博 殿

陳情者

522-0352 滋賀県犬上郡多賀町久徳 462-5

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める滋賀県民の会

代表 川瀬 一美

電話 090-9626-5373



政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、今年だけで地方議会26か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体がアンケート調査を実施して初めて明らかになったことです。

具体例として、千葉県長生（ちょうせい）村議会は、令和5年6～7月、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に「政党機関紙の勧誘、購読の強要」があげられました。その被害数は、「食事・酒を強要される」「過剰な資料要求」等の約2倍です。さらには、そのハラスメントを、職員は「誰にも相談できなかった」というのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が明らかになったことから、栗東市役所においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然です。「断れずに購読しているが、特定政党への援助に当たるのではないかと職務への後ろめたさを感じてしまう」との職員の苦悩も報じられています。職員は政治的中立性・公平性・公正性への疑義をもたれぬよう、私的に政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなく自宅等のプライベートな場所で行うべきものではないでしょうか。

そもそも、庁舎管理規則によって、行政関係者や一般住民は問わず、「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずです。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察します。もし未だ無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、政治活動に伴う営業行為は庁舎管理規則の「営業許可申請事項」であることを明示いただき、今後は「無許可営業行為」を改めていただきたい旨を確認してください。

<陳情項目>

- ① 庁舎管理規則に定められている事項の厳守、また職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止または自粛してください。かつ、住民の大切な個人情報を探る執務室内に立ち入った配達・集金が行われないように行政に求めてください。
- ② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、職員で私的に購読したい方はプライベートな場所（自宅等）を配達先・集金先として推奨する等、職員の努力・改善を求めてください。
- ③ 栗東市役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。心理的圧迫を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

以上

【討議資料①】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例

令和5年にアンケート調査を実施した6つの自治体 ※いずれも陳情審査に先立ち、調査を実施

神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象：管理職員49名 回答43名 (回答率87.8%)

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人(4割)が回答。市議から勧誘を受けた職員(29人)のうち、約3割(8人)が心理的圧力を感じている。

秋田県 潟上市 (2023年6月)

対象：管理職員27名 回答25名 (回答率92.6%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割(4人)の心理的圧力を感じ、4人が購読した。

北海道 千歳市 (2023年3月)

対象：管理職員140名 回答120名 (回答率85.7%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人(半数以上)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(47人)の心理的圧力を感じ、35人が購読した。

兵庫県 高砂市 (2023年3月)

対象：管理職員163名 回答132名 (回答率81.0%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割(16人)が心理的圧力を感じている。

長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職員261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上(94人)が心理的圧力を感じている。

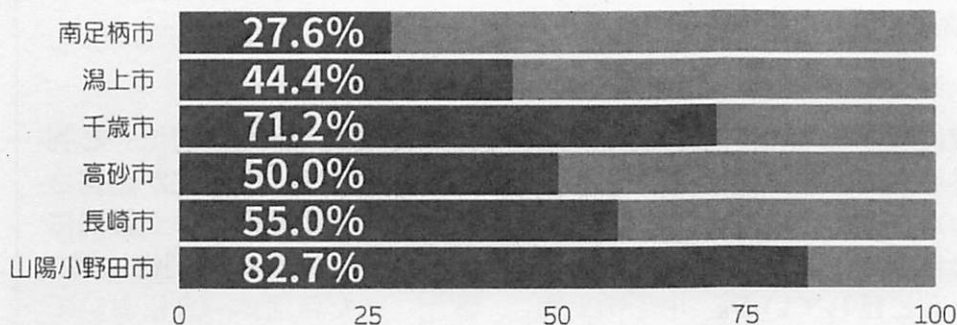
山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職員237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(43人)が心理的圧力を感じている。

■ 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合



※千葉県柏市が令和5年4月、千葉県長生村が令和5年6月に「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施したところ、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実例が複数あげられた。全国自治体にて「実態調査とハラスメント防止を求める声」が広がりを見せていると言える。

▶本資料は各自治体の公開データ、自治体への情報公開請求、メディア報道に基づき作成

政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した結果事例（令和5年以前）

千葉県 千葉市（2020年10月）

対象：管理職885名 回答745名（回答率84.2%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人（73.3%）が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（377人）が購読への心理的な圧力を感じた。

石川県 金沢市（2019年2月）

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名（回答率80.5%）

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人（40.4%）が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（171人）が購読への心理的な圧力を感じた。

青森県 大鰐町（2014年7月）

対象：職員141名 回答47名（回答率33.3%）

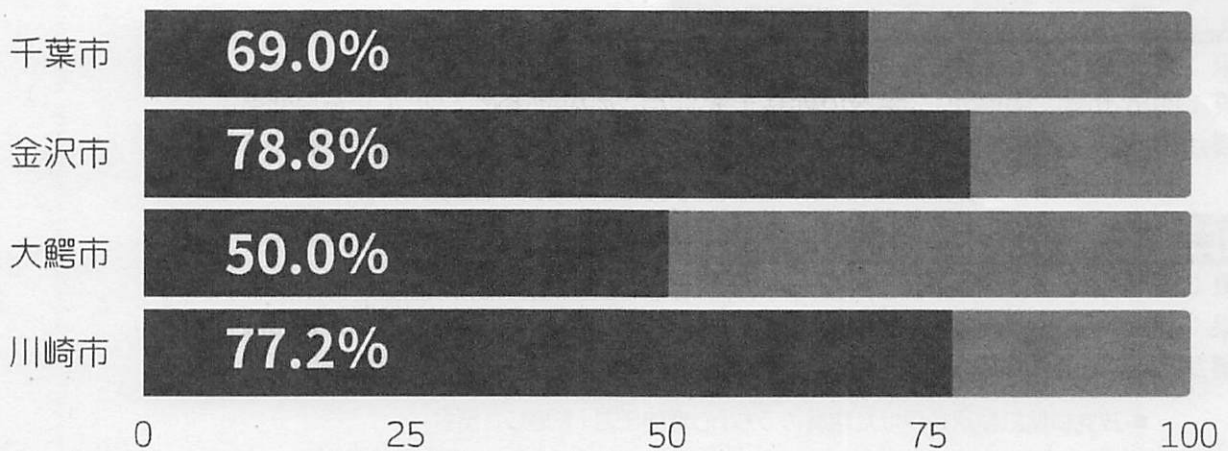
結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人（34.0%）が回答。
町議から勧誘を受けた職員のうち、5割（8人）の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

神奈川県 川崎市（2003年3月）

対象：職員3687名 回答2903名（回答率78.7%）

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人（39.8%）が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割（891人）の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

■ 政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合



（令和5年以前にアンケート調査を実施した自治体について）

※共産党は、川崎市の実態調査に反発し裁判を起こした。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された。共産党の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している。川崎市以後に、実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている（次ページにアンケート例を掲載）。

職員2割が議員からハラスメントを経験 前議長辞職の千葉県長生村

9/25(月) 19:00 配信

朝日新聞令和5年9月25日付

朝日新聞
DIGITAL



千葉県長生村議会の前議長（77）が村職員にけがをさせるなどして議員辞職した問題を受け、村議会は職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施し、結果をホームページに公表した。回答した職員の4分の1は「村議からハラスメントを受けた」としている。

■議会が防止条例制定へ

結果を踏まえ、村議会はハラスメント防止条例の制定に向けて原案を作成している。条例案では、相談窓口の設置や村議を対象にした研修会の実施のほか、罰則規定を含めることも検討しているという。

議会改革特別委員長の関克也村議は「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を整えていきたい」と話した。

ハラスメントアンケート調査結果

役場職員用

実施期間 令和5年6月28日～令和5年7月7日
対象者 141名の内103名の回答

問1 議員からハラスメントを受けたことがありますか？
ある 26 / 103

問2 議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？
ある 19 / 103

問3/問4 どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり)	計
パワハラ	141
威圧的・高圧的な発言	28
理不尽な要求	20
大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝	18
機関誌の勧誘、購読の強要	9
横暴な態度	9
勤務時間外での対応(電話含む)	8
急な業務の変更及び延期	6
食事、酒席への強要	5
挨拶しても無視される	4
長時間拘束される	4
優越的な関係を背景とした要求	4
過剰な資料要求	4
業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
容姿に関すること	3
理不尽な罵倒	2
人格の否定する発言や個人を攻撃する	2
物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
プライベートの話を聞かされる	2
同調するよう圧力をかける	2
労働者の就業環境を害した	2
配慮に欠ける発言	1
課長職以外の職員とは話をしようとしていない	1
自分の過ちを訂正しない	1

問6 誰かに相談しましたか(複数回答あり)	計	44
相談できなかった		19
上司		7
同僚		6
家族		4
議員		3
課内等で共有した		3
友人		1
弁護士		1
問7 ハラスメントがあった際、どのような対応をされましたか(複数回答あり)	計	47
何もしなかった(我慢した、言えなかった)		18
相手にはっきり伝えた		9
上司がフォローしてくれた		5
受け流した		3
上司に相談した		3
謝った		2
相談した		2
相手にわからせようとした		2
上司に相談したがフォローしてくれなかった		1
当事者ではないため		1
録音機の使用		1
問8 ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか(複数回答あり)	計	31
相談しても解決しないと思ったから		6
業務に支障がでると思ったから		5
仕返しをされると思ったから		5
職場での立場が悪くなりそうだから		3
上司が我慢していたから		2
我慢した方がいいと思ったから		2
助けてくれる職員がいないから		2
改善の余地がないと思ったから		2
庁舎内に広まると思ったから		1
上司の判断		1
上司に相談したが取り合ってもらえなかった		1
口止めされていたから		1

千葉県長生村議会は、パワハラ問題をきっかけに、6〜7月に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が26人にのぼった(「見た」は19人)。

具体的なハラスメント行為で4番目に多かったのが議員による職員への「機関誌の勧誘、購読の強要」(9人)である。

また、ハラスメントがあっても「相談できなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えているところに、職員の苦しい本音が表れている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●千歳市（北海道）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※2/7 依頼。3/15 までに回答のあったものの集計

調査依頼件数 課長・次長・部長職 140 名（市民病院は事務局配属職員のみ）
 回答件数 120 名（回答率 85.7%）
 未回答 20 名

問1 本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 68 名（ 55.0%）
 ない 64 名（ 45.0%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか。

ある 47 名（ 71.2%）
 ない 19 名（ 28.8%）

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その政党機関紙を購読しましたか？

購読した 35 名（ 74.5%）
 購読を断った 12 名（ 25.5%）

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 4 名（ 23.8%）
 ない 8 名（ 68.7%）

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

課長級 39 件
 次長級 14 件
 部長級 4 件

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火) ~ 10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
 ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか					
	ある		ない			
	546人	73.3%	199人	26.7%		
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか ※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答					
	感じた		感じない		未回答	
	377人	69.0%	159人	29.1%	10人	1.8%

【討議資料②】 政党機関紙の購読に関する自治体対応の事例

庁舎管理規則によって「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずですが。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察します。もし今も無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、行政として、基準を示し、ルールを明確にする必要があると思われれます。

政党機関紙勧誘・配達・集金に関する通達文等の事例を添付いたしました。貴自治体、貴議会における対応の比較参考にして頂ければ幸いです。

- ①横浜市(神奈川県) 営業・勧誘を庁舎管理規則の禁止事項と明示
- ②藤沢市(神奈川県) 政党機関紙の配達・集金のガイドライン作成
- ③町田市(東京都) 職員に庁舎管理規則と服務規程の徹底を通知
- ④中野区(東京都) 政党機関紙の配達先を職場外で対応
- ⑤狛江市(東京都) 陳情採択を受けて、政党機関紙は自宅直送で対応
- ⑥甲賀市(滋賀県) 職員のコンプライアンス行動規範を確認
- ⑦熊本市(熊本県) 庁舎内での政党機関紙勧誘・配布・集金は、庁舎管理規則により、許可申請が必須と確認。また、仮に申請があっても、議員による勧誘は(職員アンケートで庁舎内ではやめてほしいとの訴えが複数人からあり)許可しないことを確認。

①横浜市(神奈川県)

付託外陳情の結果について (通知)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

【陳情項目③について】

横浜市庁舎では、政党機関紙の勧誘など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していないため、実態調査を行う予定はありません。

なお、本市では、口頭(電話・面談等)により行われた不正・不当な要望等(特定要望)について記録と報告を行い、組織としての対応を徹底するとともに、要望の内容と本市の対応状況を公表する「特定要望記録・公表制度」を運用しています。

②藤沢市(神奈川県)

2018年4月6日

各課等の長

副市長

市職員以外の執務室内への立入り制限等について（通達）

このことについては、個人情報保護及び市民に誤解を与えることのないよう、次の事項について職員に周知してください。

特に政党機関紙の配布については、「執務室内での勧誘・配達・集金が行われぬようにしていただきたい」という内容の陳情が、総務常任委員会で趣旨了承とされたことから、この点に留意してください。

1 市職員以外の執務室への立入りについて

市職員以外の執務室への立入りは、個人情報保護の観点等から認められていません。

市職員以外の者の執務室への立入りを認める場合には、必ず身分を確認した上で、必要最低限の対応としてください。

2 新聞・政党機関紙の配達先等について

市職員が新聞・政党機関紙を購読する場合、配達及び集金等については執務室以外、執務時間外を指定するよう周知してください。

3 その他物品の受渡し等について

市職員が個人的に購入した物品の受渡し等は、執務室以外、執務時間外で行うよう徹底してください。（各課等の所属長が指定した場所での昼食等の受渡しを除く）

以上

藤沢市(神奈川県)

市職員以外の執務室内への立入り制限等にかかるQ&A

市職員以外の執務室への立入り制限等についての通達及びQ&Aは、本庁職場・地域職場に関わらず、全ての職場・職員が対象となります。

1 市職員以外の執務室への立ち入りについて

Q 「市職員以外」の定義に、守秘義務を契約に規定した委託業者は含まれるのか。

A 含まれない。

Q 市職員以外の執務室への立入りに関する必要最低限の対応とはどのようなものか。

A 公費で注文した大量の物品の執務室への搬入や、執務室内の修繕または、会議の開催など、執務室へ立入る必要がある場合に、必ず身分を確認し、パソコンの画面や机の上の書類など、個人情報が見える状況でないことを十分確認した上で立入りを認めること。

2 新聞・政党機関紙の配達先等について

Q 各課・各施設等の新聞（郵便）受けは利用できるのか。

A 個人宛の新聞や通知、その他の郵便等を市の施設を利用して受け取ることは認められないため不可とする。

Q 現在執務室に配達している新聞等については、いつまでに契約等変更の手続きをすればよいか。

A 現在個人で契約している政党機関紙等の配達先の変更手続きは、できる限り早急に行い、5月末日までには契約変更が終了していることが望ましい。

Q 部長や課長等が業務上の必要性から、個人で契約した新聞については執務室等の配達先・集金でよいか。

A 個人で契約した新聞や政党機関紙、配達先、集金は執務時間外で執務室以外とする。また、各課・各施設等の新聞（郵便）受けの利用も不可とする。

3 その他物品の受け渡し等について

Q その他物品とは。

A 新聞・政党機関紙を除く、図書・文房具等を言う。

藤沢市(神奈川県)

Q 執務時間外とは具体的にいつのことを言うのか。

A 就業前、昼休み、就業後（時間外勤務中は除く）及び週休日・休日を言う。

※時差勤務や昼窓など就業時間や昼休みが通常と違う場合は、それぞれの勤務時間に合わせる。

Q 執務室以外とは具体的にどこを指すのか。

A 庁舎・施設内であれば執務室のカウンターやドア等の外側で、廊下やロビーにあたる場所など、職員以外も自由に行き来できる場所を言う。

Q 本庁舎の職員エリアでの集金、受け渡し等はしてもよいか。

A 本庁舎の職員エリア（セキュリティエリア）での集金、受け渡しは不可とする。

※セキュリティエリア内に執務室がある課等についても、集金、受け渡しはセキュリティエリア外に行うこととする。

Q 会議室での集金、受け渡し等はしてもよいか。

A 会議室内は執務室とみなすため、集金、受け渡し等は不可とする。

Q カウンター越しで集金、受け渡し等はしてもよいか。

A カウンター越しでも、職員が執務室内で物品の受け渡しや支払いを行うこととなるため、不可とする。

Q 執務時間内にカウンターに配達してもらい、執務時間外にそれを受け取ることは可能か。


A カウンターは業務を行うための什器であることから執務室内とみなし、かつ市の施設を業務以外で個人利用することは認められないため、カウンターへの配達も不可とする。

③町田市(東京都)

19町財活第357号

2019年11月5日

各部長 様

町田市副市長 

庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図らるたい。

この旨、命により通達する。

④中野区(東京都)

25中経人第3117号

平成26年3月24日

各部(室・局・次)長様

経営室長

職場を配達先とした政党機関紙の購読の自粛について

近年、他の自治体において、職場において政党機関紙の勧誘・配布・集金が行われていることについて、職員の政治的中立性に疑念を生じさせる恐れがあると問題視される事例が起きています。

もとより、政党機関紙を購読すること自体は各人の自由であり、制限できるものではありませんが、職場を配達先として購読することは上記のような事態を生じかねさせないことから、中野区においては本年4月より職場における政党機関紙の購読を自粛することとしたので、職員への周知をお願いします。

⑤狛江市(東京都)

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年6月26日(火)午前8時57分～午前9時10分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長職務代理者(副市長) 教育長 参与(兼)児童青少年部長
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果 ※議事録の該当部分を抜粋

市長職務代理者 6月19日の総務文教常任委員会において、「狛江市の『Operation』についての陳情」の付託を受け、政党機関紙の購読についての審議が行われました。要旨は「職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について庁内等での実態調査を行い、問題があった場合は、調査結果の公開及び所管省庁による是正措置等の対応・指導を求める」というもので、審議の中で、庁舎内で政党機関紙を受け取り、料金の支払いをする行為は、地方公務員として政治的中立性・公平性・公正性に疑義を持たれるものではないかという議論がありました。

現在、市としては、政党機関紙の購読については、個人で契約しているものであり、狛江市役所庁舎等管理規則の第4条に規定する物品には位置付けておらず、また地方公務員法第36条に抵触するような政治的行為にも当たらないと判断してきた経緯があります。

しかしながら、政党機関紙の購読を禁止するということではありませんが、慣習的に行われてきたとはいえ、これらの行為により職員の政治的中立に誤解を生じさせるようであれば、庁舎内での取扱いを是正したいと考えています。

そこで、政党機関紙については、自宅への直接配送とし、支払いは振込みにする等、庁舎内での新聞の受取りや集金に応じないこととします。また公民館、図書館及び地域センター等の公共施設においても同様の扱いとしますので、職員への周知をお願いします。

部 長 自宅への直接配送の手続き等は、個人で行うということによろしいですか。

市長職務代理者 そのようにお願いします。

部 長 地域センター運営協議会事務局の職員については、どのような扱いとなりますか。

市長職務代理者 地域センター運営協議会事務局の職員についても、市職員と同様の扱いとします。

⑥甲賀市(滋賀県)

(県本誌)市本誌①

事務連絡
令和2年(2020年)12月9日

各部(局)長様

総務部長

甲賀市職員コンプライアンス行動指針に掲げる行動規範を意識した
服務規律の確保について(通知)

公務の内外を問わず、職員の綱紀肅正および服務規律の確保については、庁内
情報システムの掲示板に「市民の声」を掲載するなど、機会を捉え徹底を促して
いるところであります。

過日、新聞等で、「執務に関係のない勧誘や集金行為等に職員が応じることは
地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反しないか」という報道があ
りました。

については、あらためて市職員は、常に市民の大変厳しい視線が市行政全般に向
けられていることを意識すると共に、甲賀市職員コンプライアンス行動指針に
掲げる職員の行動規範の一つである「自らを律し、疑惑のない行動をします」を
遵守し、職場の内外を問わず、市民からの疑惑や不信を抱かれることのない行動
をされるよう所属職員への周知と職場における指導、監督の徹底に努められる
よう通知します。

担 当	総務部人事課
--------	--------

⑦熊本市(熊本県)

管財発第 203号
平成30年3月30日

各課(室)長 様

総務局長

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙(赤旗)の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」「議員による政党機関紙(赤旗)の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
- 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
- 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

お問い合わせ先
総務局管財課 328-2100

【討議資料③】令和5年3～9月議会にて、庁舎内の 政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道 2件	■千歳市（3月） ■釧路市（9月）	■東京都 4件	■調布市（3月） ■武蔵村山市（3月） ■清瀬市（3月） ■稲城市（3月）	■長野県 1件	■岡谷市（9月）
■岩手県 1件	■滝沢市（6月）			■岐阜県 1件	■中津川市（3月）
■秋田県 5件	■上小阿仁村（3月） ■北秋田市（3月） ■湯沢市（3月） ■八郎潟町（3月） ■潟上市（6月）	■神奈川 県9件	■南足柄市（6月） ■綾瀬市（6月） ■厚木市（9月） ■大和市（9月） ■伊勢原市（9月） ■海老名市（9月） ■座間市（9月） ■寒川町（9月） ■清川村（9月）	■愛知県 2件	■高浜市（3月） ■幸田町（3月）
■山形県 1件	■寒河江市（3月）			■兵庫県 1件	■高砂市（3月）
■福島県 1件	■北塩原村（3月）				

28の地方議会にて「陳情採択」されたほか、「庁舎内の勧誘行為が禁止事項である」と確認した議会
「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会
「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は禁止する」とした議会
「現在、実態調査を行っている」議会等がある。

陳情討議における反対意見・賛成意見等

南足柄市（神奈川県）

討議では、共産党議員が「4割以下の人しかとっていないわけでそれほど強制はしていない」「議員の行為を庁舎管理規則で規制するものではない。議員は非常勤特別職として庁舎内の立ち入りは自由だ。行政機関が干渉するものではない」と主張。これに対して、「カウンターを飛び越えて（執務室に）勝手に入っていき自由は成り立たない」「心理的圧力を感じた職員がいる調査結果が出ている」などの反論が述べられ、賛成多数で採択された。

滝沢市（岩手県）

反対の立場からは「憲法21条で政治的活動の自由が保障されている。これを規制するのは極めて抑制的なものでなければならない」（共産党議員）などの意見が出されたほか、「（自粛に反対の立場からも）実態把握のアンケート調査はやるべきだ」と述べた無所属議員もいた。賛成の立場からは「庁舎内において公務員である職員は、政治的中立性が求められる。職員には職務専念義務もある。機関紙販売は政治活動であり、職員が協力することは政治的中立への誤解を市民に与える。庁舎内の勧誘配達集金行為は回避すべきだ」などの主張が述べられた。

陳情賛成議員の意見

「政党機関紙の勧誘行為がハラスメントととらえられても仕方がないなら、しっかりと対策をとるべきだ」「庁舎内管理規則の厳守を求める」（綾瀬市）
「管理職への内示が出た日に勧誘されたり、管理職の机の上に新聞が配布される事実を見てきた。無断で入ってきての金銭のやり取り。市民に誤解を与えないよう自粛すべきだ」（調布市）
「現職の職員は言葉に出せないで『仕方がない』という気持ちで対応してる。OB職員の方々は『後輩のためにこういうのを早くやめさせてほしい』と本音をはっきり言っておられた。庁舎内の勧誘はやめ、本当に機関紙が必要ならば、職員の方から自宅に配達お願いしますと注文する形が自然だ。もし議員が自粛に応じなければ、禁止にするしかない」（厚木市）



▶大津支局
〒520-0043
大津市中央1-3-2
TEL077・522・6628
FAX077・528・2311

身近な話題を含め、
情報はこちらの
Eメールアドレスまで
お寄せ下さい

↓

otsu@sankei.co.jp

甲賀市が「不許可」通知

共産市議申請「秩序維持に支障」

赤旗勧誘

甲賀市の複数の共産市議が市役所庁舎内で職員の執務時間中に政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘や集金を行っていたとされる問題をめぐり、岩永裕貴市長が市議側の許可申請に対し、「不許可」とする通知を出していたことが市への取材で分かった。通知は先月25日付で、「庁舎の秩序維持に支障をきたすと判断した」という。庁舎内での赤旗の勧誘などについて不許可通知が出されるのは県内では初めて。

市の調査によると、複数申請したが、岩永市長は不許可を決定した。執務時間中に職員が市議らの集金に応じたり、市議らが市議の職務専念義務違反に当たるとも指摘されていたが、庁舎管理者が許可した場合、職務時間内・外を問わず、職務時間内での勧誘などが全面的に禁止されることとなった。

共産党の山岡光広市議は「なぜ不許可なのか、きちんと理由を述べないのはいかげんものか」と市の対応を厳しく批判している。市の担当者は「執務時間外への対応となったとしても



甲賀市役所

滋賀県 甲賀市

産経新聞

2021年1月21日付

い」と説明。ある市職員は「公務員の政治的中立性について、市民から誤解を生じさせる恐れもある」と指摘している。

産経新聞の取材で、甲賀市や近江八幡市のほか、草津市、東近江市などでも同様の行為が行われていたことが判明。各自治体はすでに対応を市議側と協議したり、口頭で注意したりするなどの対応をしたという。

市役所内で「赤旗」集金

近江八幡 共産市議、法抵触も

滋賀県近江八幡市の複数の共産市議が30年以上にわたり、市役所庁舎内で政党機関紙「しんぶん赤旗」の配達や集金を行うため、執務中の職員のもとを訪れていたことが27日、関係者への取材で分かった。市は職員による庁舎内での個人的な物品の購入が、地方公務員法に抵触する恐れがあるとみている。

集金にも訪れていた。市は10月、執務時間中に職員が庁舎内で政党機関紙側の集金などに応じる行為は、地方公務員法上の職務専念義務違反に当たると恐れがあると判断。庁舎内での個人的な物品の購入は控えるよう全職員に通達した。

市によると、庁舎管理規則で市の事業と関係のない物品の販売や宣伝、勧誘などの行為は市長の許可が必要と規定しているが、市議らは無許可だった。購読料の集金に訪れていた檜山秋彦市議(78)は産経新聞の取

関係者によると、市の複数の幹部職員が庁舎内で市議の勧誘を受け、赤旗の購読契約を締結。市議らは職員の執務時間中に配達し、

材に対し、「庁舎内で集金をしてきたのは確かだ。30年以上は続いたと思う」と述べた上で、市の通達後に取りやめたことを明らかにした。ただ、購読中の職員数人への配達が続いているという。

庁舎内での赤旗の集金や配達、勧誘などはこれまで複数の自治体などで確認され、是正に向けた取り組みが進んでいる。

滋賀県 近江八幡市

産経新聞

2020年11月28日付